

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会
開 催 日 時	令和 5 年 12 月 25 日 (月) <div style="float: right; text-align: right;"> 開始時刻 10 時 00 分 終了時刻 12 時 00 分 </div>
開 催 場 所	W e b 会 議 (枚方市役所別館 4 階 特別会議室)
出 席 者	会 長：本多 重夫委員、 副会長：大森 布実子委員、 委 員：小寺 鐵也委員、名賀 亨委員
欠 席 者	秦 康宏委員
案 件 名	<ol style="list-style-type: none"> (1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 外部評価の評価手順等について (4) 枚方市立総合福祉会館指定管理者のモニタリングに係る外部評価について <ol style="list-style-type: none"> ①枚方市立総合福祉会館 施設の概要及び管理運営状況 ②枚方市立総合福祉会館 定期モニタリングの結果 (5) ヒアリングの実施方法について (6) その他
提出された資料等の名 称	資料 1 諮問書 (写し) 資料 2 委員名簿 資料 3 指定管理者評価委員会の開催日程 (案) 資料 4 枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会 評価手順 資料 5 枚方市立総合福祉会館 施設の概要及び管理運営状況について 資料 6-1 定期モニタリング評価表 (令和 4 年度・年間) 資料 6-2 定期モニタリング評価表 (令和 5 年度・中間) 資料 7 評価メモ 資料 8 ヒアリング予定事項 (様式) 資料 9 第 2 回枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会の進行について 資料 10 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (抜粋) /枚方市情報公開条例 (抜粋) 資料 11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例 資料 12 枚方市指定管理者制度に関する基本指針

決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会の会長に本多委員を、副会長に大森委員を選任することを決定 ・ 会議は非公開、会議録は非公開部分を除き公表することを決定 ・ 委員会へ提出された資料は、会議録と併せて公表することを決定 ・ ヒアリングの実施方法について決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枚方市情報公開条例第5条第(3)号の規定による非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>公表</p>
傍 聴 者 の 数	<p>0 人</p>
所 管 部 署 (事 務 局)	<p>総合政策部 行革推進課 健康福祉部 健康福祉政策課</p>

審 議 内 容

(事務局) それではただいまから、第1回枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会を開催いたします。

本日は、委員5名中4名の委員にご出席をいただいております、本日の会議が成立している旨、ご報告をいたします。

本委員会の会長が選任されるまでの間、私が委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出されております。皆様にも資料1として、その写しをお配りさせていただいております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定管理者のモニタリングに係る外部評価に関しまして調査・審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、総合福祉会館の指定管理者と所管部署で行われた定期モニタリングの結果をご確認いただいた上で、モニタリングが適正に行われているか否かについて答申いただくものでございます。

本日を第1回とし、答申をいただきますまで、全2回審議をいただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様方を、資料2「委員名簿」の順に私のほうからご紹介させていただきます。

(委員紹介)

次に、事務局の職員をご紹介させていただきます。

(職員紹介)

それでは、次に資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、資料1から資料12、それから参考資料集といたしまして、参考資料1から9までをまとめております。

それでは、次第に沿いまして案件に移りたいと思います。

まず案件1「会長、副会長の選任について」でございます。

本委員会には条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。事務局といたしましては、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして活発な議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の本多重夫委員に、副会長を税理士の大森布実子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) 特にご異議なしということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長に本多重夫委員、副会長に大森布実子委員を選任いただくことをご了承いただきました。

それでは、会長、副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(本多会長) ただいま会長に選任いただきました本多でございます。

本委員会は、指定管理者のモニタリングが適正に行われているかを評価するために設け

られた委員会であり、必要な調査・審議及び答申をするために構成されたものでございます。会議進行に当たりまして、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

(大森副会長) ただいま副会長に選任されました大森でございます。本多会長を補佐しながら会議の円滑な進行に努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

それでは、以降は本多会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

(本多会長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思っております。

まず、案件(2)「委員会の運営について」を議題といたします。

本件について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) それではご説明いたします。

今後、本委員会を進めるに当たりまして、まず会議の公開・非公開、次に会議録の作成方法と公表・非公表、それから会議資料の公表・非公表、この3点につきましてご決定いただきたいと思いますと考えております。

資料10「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分ですが、本市では審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております(1)から(3)のいずれかに該当する場合は非公開とすることができる旨を規定しております。また、その下の第2項におきまして、会議を非公開するときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第3条(2)枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には次のページをご覧くださいいただけますでしょうか。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では市によるモニタリングが適正に行われているかどうかについてご審議いただくにあたり、指定管理者による管理運営に関する議論が含まれるため、この第5条第3号に該当する情報を含むものと考えており、会議を非公開とすることができるものと考えております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。これは委員名を原則会議録上に記載するとともに、その発言内容について全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全員にご確認いただいた上で、確定次第公表する取扱いとしてはどうかと考えております。ただし、会議録の中で、指定管理者のノウハウに関するご発言など非公開事由に該当するものがありましたら、その部分を除いた部分公開という取扱いを考えております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましても市としては原則公表の取扱いとしておりまして、会議録と併せて公表してはどうかと考えております。

また、資料のうち委員名簿につきましては、本市では原則公表する取扱いとしているこ

とから、資料2に記載されている程度で委員名とご職業を公表させていただいております。
以上でございます。

(本多会長) ありがとうございます。

ただいま事務局から、委員会の公開等に関しての説明がありましたけれども、委員の先生方からご質問、ご意見等ございましたらご自由にご発言いただけますか。

(意見等なし)

(本多会長) 特におありにならなければ、お諮りいたします。

本件について、まず委員会の会議は非公開とし、次に会議録は確定次第、非公開事由に該当する部分を除いて公表することとし、提出資料については参考資料を除き会議録と併せて公表するというごことでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(本多会長) ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

非公開ということになりましたので、傍聴者がおられればご退出ということになりますけれども、おられますか。

(事務局) 傍聴者はおりませんので大丈夫です。

(本多会長) 分かりました。そうしましたら進めさせていただきます。

次に、委員会の日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それではご説明いたします。資料3「指定管理者評価委員会の開催日程(案)」をご覧くださいませでしょうか。

まず、本委員会につきましては、2日間の日程で開催いただいております。本日は第1日目としまして、この後、資料4の「外部評価の評価手順について」を説明させていただきます。その後、今回の対象施設である枚方市立総合福祉会館につきまして、資料5の「施設の概要・管理運営状況」、それから資料6-1及び資料6-2の「定期モニタリングの結果」について説明いたします。最後に、資料9「次回、第2回委員会の進行」についてご確認いただきまして、ヒアリング実施方法をご決定いただく予定としております。

なお、本日の委員会終了後、次回、第2回委員会までに、委員から所管部署または指定管理者に対し質問したい事項に関しまして、各委員に資料8「ヒアリング予定事項」をご記入、ご提出いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、第2回の委員会では、所管部署に対するヒアリングを実施した上で、委員の皆様へ評価を行っていただき、合議の上、答申いただきたいと思いますと考えております。また、第2回委員会終了後、今後改善すべき事項等について、委員の皆様から評価コメントを提出していただく予定です。市は、そのコメントに対する改善策を講じまして、委員会の評価結果、評価コメントと併せて公表させていただきたいと考えております。具体的な評価方法は、後の案件でご説明いたしますが、会議開催日程についての説明は以上となります。会長、よろしくお願いたします。

(本多会長) ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら自由にご発言いただけますか。いかがでしょうか。

特におありにならなければ、次の案件に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(本多会長) 案件(3)「外部評価の評価手順等について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) ご説明いたします。

まず、枚方市におけるモニタリングの考え方についてご説明いたします。

資料12「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」をご覧くださいませでしょうか。

この基本指針は、指定管理者制度の運用に関して基本的な事項を示すために定めているものでございます。7ページになりますけれども、(6)指定管理者の管理運営に対する評価といたしまして、「市は施設の効率的・効果的な管理運営及び市民サービスの向上を図るため、施設設置者としての管理監督責任を果たす必要があります。そこで、指定管理者制度導入施設の所管部署は、指定管理者による施設の管理運営状況について確認・評価し、必要に応じて改善指示等を行うものとします。」と定めておりまして、所管部署による確認や評価を行うことを「モニタリング」と呼称しております。

②「モニタリングの区分及び実施方法」というところがございますが、モニタリングの区分は、日常モニタリング・定期モニタリング(中間・年間)、それから外部評価、この指定管理者評価委員会による評価としております。

「日常モニタリング」では、日常的に指定管理者から提出される日報や月報の提出等の確認によりまして、施設所管部署が業務の実施状況を確認する旨を定めております。

次に、「定期モニタリング」については、中間を年1回以上、年間を年1回実施することとしております。実施手順については次のページになりますが、定期モニタリングは「定期モニタリング評価表」という様式を使用して行います。この様式については、後ほど詳しく説明いたしますが、まず指定管理者が自己評価を行い、所管部署がその内容を確認し、ヒアリング・実地調査等を行った上で二次評価を行うという評価方法で実施しております。評価結果は指定管理者に通知し、改善を図る必要があるとされた項目について、改善の取組を行うという流れになっております。

定期モニタリングの項目は、業務の履行状況を基本としまして、資料8ページ右下の表に定めている視点により評価を行います。評価項目の詳細については、施設の特性や選定時に指定管理者から提案のあった事業計画の内容等に応じまして、各所管部署において適切かつ効率的な内容を設定するものとしております。

次に、9ページでは「外部評価」について定めておりまして、外部評価は原則として指定管理期間の中間年度に1回実施するものとしております。ただし、指定管理期間が2年以下など短期の場合については、この限りではありません。

次に、実施手順につきましては、市長または教育委員会の附属機関としまして、指定管理者評価委員会を設置して行うとしておりまして、これが本委員会のことを指しております。役割としまして、市長または教育委員会からの諮問を受け、モニタリングの内容が適正かどうかについて定期モニタリング評価表等の内容を検証・評価し、合議の上、答申していただくものです。構成単位・委員構成については、指定管理者制度の導入単位ごとに、学識経験者及び当該施設の管理運営について専門的知識を有する者5人以内で構成するとしております。

評価手順や結果の公表につきましては、後ほど別の資料で詳しくご説明させていただきますが、その前に定期モニタリング評価表がどういったものかについてご説明をさせていただきます。

資料 6-1「令和4年度定期モニタリング評価表（年間）」のほうをご覧くださいませうか。

ただいまご覧いただいております**資料 6-1**は、令和4年度終了後、本年6月に行ったモニタリング結果でございます。評価内容については、後ほど詳しく所管部署のほうからご説明いたしますが、まずはこの評価表の見方をご説明させていただきます。

1 ページ目は、施設名、所管部署の連絡先やモニタリング実施日のほか、モニタリングにおける評価項目及び視点、施設の概要や指定管理者の名称など、基本的な情報を記載しております。

2 ページ目以降になりますが、各評価項目ごとの評価になります。1. 業務の履行状況の（1）選定時の基準（確認事項）・事業計画の内容（目標）に関する事項が1つ目の評価項目となります。そのすぐ下の表ですが、評価ポイントごとの評価基準でございます。モニタリングを行うに当たっては、評価項目よりもさらに細かい評価ポイントを設定しまして、この評価ポイントごとに、評価ポイントごとの評価基準に基づき評価を行うこととなります。

評価基準については、評価項目ごとに異なります。1「業務の履行状況」の（1）「選定時の基準・事業計画の内容に関する事項」は、指定管理者選定時に団体から提出された事業計画書に記載している事項が履行されているかを確認する項目であり、評価ポイントごとの評価基準は1から5の5段階としております。事業計画どおりにできている場合が真ん中の「3」の評価となり、それより良好な管理運営ができている場合は「4」、さらに独自の新たなサービスを提供するなど、特に良好な管理運営ができている場合は「5」の評価となります。一方で、一部計画どおりにできていない、または改善が必要であるが、おおむね適切な管理運営を行っている場合は「2」、全く計画どおりにできていない、または一部不適切な管理運営が行なわれている場合は「1」の評価となります。

ページ中ほど以降の表の見方でございますが、まず1番左の「評価ポイント」については、指定管理者選定時に市が設定した「確認事項」ごとに設定しております。確認事項とは、指定管理者選定時に市が設定した、指定管理者に求める必須事項のことでございます。この確認事項ごとに、指定管理者選定時に指定管理者から提出された事業計画書の内容を抜粋し評価ポイントとして設定しております。この2ページを例にいたしますと、「新たな市民交流の取組や、より積極的な福祉団体やボランティアグループとのネットワークづくり、枚方市総合文化芸術センターや関西医科大学との連携を実施。」とあるところが事業計画書に記載している内容でございまして、1つ目の評価ポイントとなります。指定管理者の事業計画書そのものにつきましては、参考資料としてお送りしておりますので、よろしければ参考にいただければと思います。

それから、表の1つ右の欄ですが、「指定管理者による一次評価」となります。設定されている評価ポイントに対して指定管理者が自己評価を行い、5段階評価とその評価理由をそれぞれ記載する欄となっております。

その右側、「所管部署による二次評価」についても、同じように5段階評価の欄と、その

評価理由を記載する欄があり、一番右の「評価の根拠（資料名等）」の欄につきましては、所管部署が二次評価を行うに当たって何をもって評価を行ったのか、その根拠となるものを記録するため、資料名等を記載するようになっております。

このように、あらかじめ設定した評価ポイントについて、指定管理者が一次評価を行い、所管部署が一次評価の内容や関係資料の確認のほか、必要に応じて現地確認等を行い二次評価を行うというのが定期モニタリングの流れとなっております。

選定時の基準・事業計画の内容に関する事項の評価は、2ページから8ページまで続きまして、次、8ページ目になりますけれども、最終的に評価ポイントごとの5段階評価の平均値を算出しまして、その値を基に、この評価項目全体の評価を機械的に算出しております。二次評価の平均点が3点以上4点未満なら「A評価」となりまして標準の評価となります。それ以下ですと、その値に応じて「B評価」または「C評価」、4点以上ですと「S評価」となります。

次に、9ページ目になりますが、2つ目の評価項目（2）「施設の管理運営に関する経費の収支状況（使用料の収入実績を含む）」でございます。施設の収支状況等について評価する項目でして、評価ポイントごとの評価基準は適正であるかどうかに応じて、「○・△・×」の3段階となります。この項目の評価ポイントは、市の標準様式であらかじめ設定をしておりまして、必要に応じて施設ごとに追加することも可能としております。

9ページ（中段・下段）の「評価項目の評価」では、全ての項目が○である場合は「A評価」となり、全ての項目が「○」かつ、特に優れた点が見られる場合は「S評価」、「△」や「×」がある場合は、その割合によって「B評価」や「C評価」となる、「S・A・B・C」の4段階評価となっております。

次に、10ページでございますが、3つ目の評価項目（3）「募集要項・仕様書記載事項等に関する事項」につきましては、指定管理者選定時の募集要項や仕様書等に記載している内容等を履行できているかを確認する項目です。ここでは、業務そのものというよりは一般的な内容を記載をしておりまして、こちらも評価ポイントごとの評価基準は「○・△・×」の3段階となります。この項目の評価ポイントも、市の標準様式であらかじめ設定しているものを基本に、必要に応じて施設ごとに追加することが可能としております。

12ページの「評価項目の評価」でございますが、1つ前の評価項目と同様に、「○・△・×」の割合に応じて「S・A・B・C」の4段階評価となっております。

次に、12ページでございますが、次の評価項目（4）「改善指示等への対応状況」につきましては、これまでの定期モニタリングや日常的なモニタリング、または定期監査等で指摘のあった要改善事項について対応状況を確認するものです。総合福祉会館は該当がございませんでしたので、この項目の評価はしておりませんが、該当がある場合は、その対応状況に応じまして「S・A・B・C」の4段階評価となっております。

次に、13ページの評価項目2「業務の継続性・安定性」につきましては、指定管理者自身の財務状況等を確認することにより、指定管理者が継続的・安定的にサービスを提供できる状態であるかを確認する項目となっておりますが、ただいまご覧いただいている令和4年度（年間）のモニタリングでは、団体の最新の財務状況を確認できておりませんので、この部分につきましては、恐れ入りますが、資料6-2の「定期モニタリング評価表（中間）」のほうをご覧くださいませでしょうか。

こちらは、令和5年度の中間としまして、本年10月時点で実施した直近のモニタリング結果となっております。この13ページになりますが、評価項目2「業務の継続性・安定性」については、評価ポイントごとの評価基準は「○・△・×」の3段階となっております、評価ポイントは市の標準様式であらかじめ設定しているものを基本に、必要に応じて施設ごとに追加することが可能となっております。評価項目の評価は「○・△・×」の割合に応じて、こちら「S・A・B・C」の4段階評価となっております。

以上が、評価項目ごとの評価方法のご説明となります。

評価表の最後のページには、指定管理者による一次評価の総括コメントと、所管部署による二次評価の総括としまして、評価項目ごとの評価の結果を再掲しておりますのと、コメントを記載しております。この総括の部分については、皆様にご評価いただく必要はございませんので、参考程度としてご覧いただければと思います。

定期モニタリング評価表の見方については以上となります。皆様には、この定期モニタリング評価表の内容をご確認いただきまして、所管部署による評価理由、評価の根拠等に基づき適正に行われているかにつきましてご意見をいただきたいと考えております。評価内容の詳細については、後ほど改めてご説明いたしますが、枚方市におけるモニタリングの考え方や定期モニタリング評価表の見方については以上となります。

(本多会長) ただいま説明がございました定期モニタリング評価表等の見方について、かなり複雑な内容になっていると思いますので、委員の先生方、ご質問等があればご自由にさせていただきますか。

私のほうから、最初に1点確認させていただきますけれども、この総合福祉会館については、年間のモニタリングについては、先ほど説明された令和4年度分を評価するということですか。

(事務局) はい。そのとおりです。

(本多会長) 令和5年度の年間の定期モニタリングはまだだけれども、令和5年度に関しては中間のモニタリングが行なわれているということになるわけですね。

(事務局) そうです。令和5年度上半期分のモニタリングを実施しております。

(本多会長) 分かりました。先ほどご説明あった部分ですよね。

(事務局) はい。

(本多会長) それでは委員の先生方、ご質問等あればご自由にご発言いただけますか。どうぞ。

(名賀委員) 私たちの視点としては、指定管理者による一次評価を所管部署が二次評価している、その二次評価の部分を評価するというところでよろしいですね。

(事務局) はい。おっしゃるとおりです。指定管理者に対する市のモニタリングが適正に実施できているか、その点についてご確認いただければと思っております。

(名賀委員) ありがとうございます。

(本多会長) 大森先生、どうでしょうか。

(大森副会長) 特に、このモニタリング評価表の見方については質問等はございません。

(本多会長) はい。分かりました。

小寺先生もよろしいですか。

(小寺委員) この総合福祉会館の指定管理は、複数の事業者が参画されていますよね。

(事務局) そうです。

(小寺委員) 3団体が入っておられるわけですね。これは共同事業体として評価していったらいいのですか。それぞれの担当分野ごとにではなく、JV全体で評価するという事でよろしいでしょうか。

(事務局) はい。その3つの団体で、この1つの総合福祉会館を運営いただいておりますので、JV全体として評価いただければと思います。

(小寺委員) はい。分かりました。

(本多会長) ありがとうございます。要するに、指定管理者の運営状況そのものがよろしいか、よろしくないかということではなくて、それに対しての行政のモニタリングが適正かどうかということ判断するということによろしいですか、事務局。

(事務局) はい。会長のおっしゃるとおり、市が指定管理者をモニタリングする、その部分につきまして適正かどうか。こちらをご覧くださいいただければと思っております。

(本多会長) はい。よく分かりました。

ほかにご質問、ご意見等がなければ、次に「外部評価の評価手順について」、事務局のほうからご説明いただけますか。

(事務局) はい。ではご説明いたします。

外部評価の評価手順ですが、[資料4](#)「評価手順」をご覧ください。

枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会は、施設所管部署によるモニタリングが適正に行われているかについて、先ほどご説明いたしました定期モニタリング評価表の確認やヒアリング等を踏まえてご審議いただくものとしております。

「2. 評価の目安」といたしまして、評価委員会での評価をいただくに当たっては、資料に記載の例を参考にご意見をいただければと考えております。例えば、モニタリングが適正に行われていない場合のご意見例としましては、どこが不適正と思われたのか該当箇所をお示しいただいた上で、「何をもちて評価がなされたのか、根拠資料や説明が不明瞭」といったご意見や、「評価表の評価の根拠の欄に記載されている、またはヒアリングで説明があった根拠だけでは当該評価に至るには不十分である」といったご意見などを想定しております。なお、例示しているような内容以外にも、施設の管理運営状況やモニタリング等についてご意見があればご自由にご発言いただければと思っております。

評価委員会で評価いただく際にご活用いただけるように、[資料7](#)といたしまして「評価メモ」というものをご用意しておりますので、ご覧くださいませでしょうか。

こちらは、定期モニタリングの評価結果を抜粋して、右端にメモ欄を加えたものになっております。委員の皆様が、それぞれご自身の意見や疑問点等を記入するメモ欄としまして、この「評価メモ」をご活用の上、第2回委員会等で意見交換等をしていただきながら答申をいただければと考えております。

それでは、[資料4](#)「評価手順の説明」に戻ります。

「3. 評価に係る合議・答申」についてでございますが、この評価委員会の答申といたしまして、最終的には「適正（適切）に実施されている」・「おおむね適正（適切）に実施されているが、一部改善を図る必要がある」・「適正（適切）に実施されていない」の3段階のいずれかを、委員会で合議によりご決定いただきまして答申をいただきたいと考えて

おります。

次に、「4. 評価コメント」についてですが、第2回委員会終了後、各委員から今後の課題や改善すべき事項等の意見を記載した「評価コメント」を提出していただく予定としております。評価コメントは、事務局（行革推進課）のほうで取りまとめと内容の調整を行いまして、会長・副会長・各委員の確認を経て決定したいと考えております。

「5. 評価結果の通知・公表」についてですが、評価結果及び評価コメントは、施設所管部署・指定管理者に通知いたしまして、施設所管部署は評価委員会で改善を図る必要があるとされた項目等について改善策を講じます。評価委員会による評価結果・評価コメント及び施設所管部署が講じる改善策は、併せて市のホームページで公表することとしております。

次のページには、委員会からいただく答申書、それから市が公表する評価結果のイメージを記載しておりますので参考にさせていただければと思います。なお、答申書のイメージにつきましては、あくまで案でございますので、次回、第2回の委員会において、事務局から改めて案を提示いたしますので、その際にご決定いただければと思います。

説明は以上となります。

（本多会長） ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから説明がありました内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら自由にご発言いただけますか。

（意見等なし）

（本多会長） よろしいですか。

それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

案件（4）の①「枚方市立総合福祉会館の施設の概要及び管理運営状況」について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

（事務局） それでは、施設所管部署のほうから説明させていただきます。

資料5 「枚方市立総合福祉会館施設の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。

まず、1「施設の概要」をご覧ください。枚方市立総合福祉会館は障害者・高齢者等に対する福祉サービスの充実を図り、市民の福祉活動を促進することを目的に、福祉に関する相談を受けること、並びに福祉情報の収集・提供を行うこと、福祉に関する人材の育成や活動の支援を行うこと、またスポーツやレクリエーションなど、市民の活動の用に供することのために平成10年8月より開設し運営しております。より多くの市民の皆さんに利用していただけるよう、温水プールの毎週火曜日の定休日は除きまして、総合福祉会館本体は毎月第2日曜日及び年末年始以外は開館日としまして午前9時から午後10時まで開館しております。

次に、2「管理運営状況」（1）施設の利用状況でございます。令和2年度から令和4年度の直近3か年の状況を表形式にまとめております。利用率は、その年度の開館日数掛けるコマ数（1日3コマ）に対する利用回数で算出しており、いずれの年度も347日開館、1,041コマとなります。

貸室合計利用率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度には17.5%に落ち込みましたが、令和4年度には40.8%まで回復している状況です。また、保育室や作業室など特定の用途を持っている貸室を除きまして、集会室や研修室などの一般的な貸

室の利用につきましては約 50%から 60%で推移しており、福祉団体や一般利用者、法人利用等多くの方々にご利用いただいております。また、温水プールにつきましても令和 2 年度には個人利用者が 13,940 人まで落ち込みましたが、令和 4 年度には 33,726 人となっており、コロナ前の水準には戻っていませんが、比較的多くの方にご利用いただいている状況でございます。

次に、(2) 収支状況でございますが、①「収支」といたしましては、指定管理料のほか、水泳教室など自主事業の参加費収入としての事業収入や、総合福祉会館施設内に拠点を構えるデイサービスセンターや枚方市社会福祉協議会、老人クラブ連合会などから徴収する光熱水費で構成される、その他収入がございます。

②「支出」につきましては、総合マネジメントや会館福祉事業実施業務を行う職員の人件費、建設設備保守管理・設備運転監視・衛生管理・保安警備・清掃・管理サービス業務や温水プール施設管理運営・水泳教室開催業務などの業務委託料、光熱水費等を中心に、ご覧のような内容で支出しております。

(3) 差額の推移につきましては、令和 2 年度は 0 円、令和 3 年度は約 24 万円と安定した経営状況を維持しておりましたが、光熱水費が上昇したことなどが影響し、令和 4 年度は約 85 万円の赤字が発生しております。

以上、枚方市立総合福祉会館施設の概要及び管理運営状況の説明とさせていただきます。

(本多会長) ありがとうございます。

今の管部署からの説明につきまして、委員の先生方、ご質問等ありませんか。

(意見等なし)

(本多会長) なければ、次の案件に移りたいと思います。

案件(4)の②「枚方市立総合福祉会館定期モニタリングの結果について」。先ほど簡単にご説明があったと思いますけど、事務局から再度説明をお願いします。

(事務局) それでは、まず資料 6-1「令和 4 年度定期モニタリング評価表(年間)」の方からご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 4 年度終了後、本年 6 月に実施したモニタリングとなっております。評価項目につきましては、先ほどの説明でもありましたように、大きく分けて 1「業務の履行状況」、2「業務の継続性・安定性」の 2 点となります。それぞれの項目の評価の視点につきましては右側に掲載しておりますけれども、先ほど説明しましたとおりでございます。

続きまして、「施設の概要」につきましても、1 つ前の案件でご説明をさせていただいたので割愛させていただきます。

次に、2 ページをご覧ください。

「業務の履行状況」についての評価となります。ここからは、具体的な「確認事項」に対する評価についてご説明させていただきます。表の赤枠で囲んである部分が、指定管理者選定時に必須事項として求めている確認事項となります。評価基準につきましては記載のとおり 5 段階となっております。なお、時間の都合上、所管部署による二次評価を中心にご説明をさせていただきます。

初めに、「施設の経営方針に関する事項」の中の、「①施設の現状に対する考え方及び将来

展望」について説明をいたします。

確認事項としましては、まず1つ目「施設の設置目的等を踏まえた枚方市の現状認識及び枚方市が目指している地域福祉の今後の方向性が明確に提案されている（確認事項7）」ですが、こちらの評価ポイントとしましては、「新たな市民交流の取り組みや、より積極的な福祉団体やボランティアグループとのネットワークづくり、枚方市総合文化芸術センターや関西医科大学との連携を実施」というものに対しまして、評価は「3」となっております。

評価の理由につきましては、障害者・高齢者等に対する福祉サービスの充実を図るとともに、市民の福祉活動を促進するという会館設置の目的に沿って、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を適切に実施しながら良好な管理運営が行われている。また、社会福祉協議会による関西医科大学看護学部への実習協力も継続している中で、各団体に引き続き理解・協力を呼びかけるといった側面支援を実施している。総合文化芸術センターとは日常的に連携し、利用案内のほか、各施設へ向かう動線の環境整備など相互利用の円滑化を評価する。関西医科大学との連携「プールでダイエット」は、計画段階でコロナ禍の影響を受け、次年度以降で調整予定としているといったところを評価しております。評価の根拠としましては「月次報告書」、ここでいう月次報告書というのは、毎月指定管理者より市のほうへ提出されている報告書となりまして、設備の点検状況や自主事業の実施状況、また貸室の利用状況、日常モニタリングの記載事項などを毎月提出いただいております。それから「年次報告書」というのは、先ほど申し上げた月次報告書を年間でまとめたものです。それ以外は、自主事業年間予定表及び、その結果・内容が分かるものとしております。こちらにつきましては、月次報告書や随時報告の中で、近隣施設の連携についての報告を受けておりますので、これらも参考にしております。

続きまして、3ページをご覧ください。

「施設の利用の向上に関する計画が提案されている（確認事項9）」です。

こちらの評価ポイントとしましては、「正面玄関前広場を活用しての介護予防の取組や、夜間の施設を利用した各種講座の開催、枚方市総合文化芸術センターとの共同企画や共通Wi-Fiの設置など、利用向上のための取組の実施」という点でして、こちらの評価は「4」とさせていただきます。評価の理由としましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、場面に応じた利用者の声かけ、水泳教室などの会館事業や総合文化芸術センターの催し案内など、緩やかに社会活動の継続を促す手法で、市民の介護予防に取り組んだことを評価しています。また、会館単独でWi-Fiを設置していただいたり、導入後はそれに伴う夜間利用率も向上していたりすること、そして市が実施しておりますデジタルサイネージの設置の場所の提供など、地域の情報の発信としてもご協力いただいている点を評価しております。評価根拠につきましては、月次報告書やヒアリング、館内視察により評価をしております。

次に、「利用者に対する接遇対応向上について提案されている（確認事項10）」です。

こちらの評価ポイントにつきましては、「接遇・人権研修を修了した従業員を配置し、市民が安心して快適に利用できる施設の運営」、「接遇研修とAED研修の毎年実施」というものに対して、二次評価は「3」としております。

評価理由としましては、接遇対応の向上に向け、接遇・人権、AEDなどの研修が行わ

れており、各受付にマニュアルが整備されている。10月には接遇・人権研修として障害者差別解消法に関する研修を実施している。また、利用者からの意見・要望に対して速やかな解決に努めているという点を評価しております。評価根拠としましては、月次報告書や年次報告書、自主事業の年間予定表や、その結果・内容が分かるもの、こちらについても月次報告書や随時報告書の中で、利用者からの意見・要望というものを共有しております、これらを参考にさせていただいております。

次に、「利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている（確認事項11）」。

この評価ポイントにつきましては、「保守・点検等設備は日常点検の強化と計画的な補修・修繕に努めトラブルを防止する。トラブル発生時には速やかに対策を講じる。」「人的警備を行い防犯・防火及び防災に万全を期し保安警備に当たる」。この点に対しまして、評価を「4」としております。

評価の理由としましては、日常的に設備点検が行われており、修繕が必要と判断された設備の中で30万円未満のものは指定管理者で修繕し、30万円以上のものについては市に報告の上、対応を協議することで適切な管理がされている。また、それに加えて築年数が経過し、老朽化に伴う修理・修繕箇所が増える中で、市と情報共有を図りながら施設利用への支障が極力生じないような計画的な対応がなされていることを評価しています。こちらは一次評価にも書かせていただいておりますけれども、1月と3月に高度処理水の送水ポンプ、いわゆる熱源をつくり上げるシステムの故障が発生しました。これに関しても、実際にはエアコンが使えなくなったりプールの昇温ができないといった弊害が出ていますが、そういった場面でも、適宜、市と協議しながら対応をしていただけたという部分も含めて評価を「4」としております。こちらについての評価根拠としては、点検整備等の年間予定表及び一覧表、各種施設・機器・設備・備品等の故障に対する対応状況定期報告書、自主点検及びチェックシート、こういったものを参考に評価をしております。

続きまして4ページをご覧ください。

「セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている（確認事項12）」となります。

評価ポイントとしましては、「セルフモニタリングについて月次報告と利用者アンケートや意見箱の設置を行い運営に反映する」、「枚方市総合文化芸術センターと定期的に情報交換する仕組みをつくる」という点に関しまして、評価を「3」としております。

評価理由としましては、アンケートの集計結果より、会館利用者の高い満足度がうかがえる。変化する利用者ニーズに対応し、施設サービスの向上に貢献している。総合文化芸術センターとの連携では、大規模なイベントの際など通行量を注視し、必要に応じて歩道橋への誘導などを行っているというところを評価しております。評価根拠としましては、月次報告書や自主事業年間予定表と、その結果・内容の分かるもの。こちらにつきましても、先ほど申し上げた毎月のセルフモニタリング、これは月次報告書の中にある、例えば、総合文化芸術センターとのやり取りや連携の記録なども確認しながら評価をしております。あとは、利用者アンケートの結果報告書、こちらも参考にしております。

次に、「利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている（確認事項13）」です。

こちらの評価ポイントは、「消防計画等を整備し消防訓練や研修等を計画実施する。保安警備は開館時の人的警備を定位置警備と巡回警備を組み合わせ、閉館時も1回以上実施する。」となっております、評価は「3」となっております。

評価理由としましては、消防計画を整備し訓練が実施されている。テレビモニターでの定位置警備・巡回警備・迷惑駐車をなくす注意喚起など、利用者の安全に寄り添った取組が行われている。総合文化芸術センターとも調整・対応するなど利用者の安全秩序維持を図っている。特に会館裏の通路の整備では危機感を持って対応しているというところを評価しております。こちらの評価根拠としましては、消防計画、月次報告、人員配置表、シフト表、再委託先一覧などを確認するとともに、館内視察も実施しております。

次に、「施設の利用促進につながる広報活動等について具体的な実施計画が提案されている（確認事項14）」。

こちらの評価ポイントは、「枚方市社会福祉協議会と京阪グループの媒体を利用した積極的なPR活動を実施する」となっており、こちらの二次評価は「3」となっております。

評価の理由ですけれども、社会福祉協議会のホームページへのバナー掲載や、今後における各種構成団体が所有する媒体を利用したPRなど、施設の利用促進につながる広報活動等について実施・提案がされているというところを評価しております。評価の根拠としましては、社会福祉協議会のホームページや、京阪ビルテクノサービス、マックススポーツのホームページにも一部掲載をしておりますので、これらを参考にしております。

続きまして、「イ）事業実施に関する提案」の中の「会館福祉事業等に関して、施設の設置目的に合致した講座等の提案がされている（確認事項15）」です。

こちらの評価ポイントは、「地域福祉推進に関する人材育成や活動支援の講座の開催。」「夜間や空き室の有効利用を考慮した各種教室の開催」というものとなっております。こちらに対しては、二次評価を「4」としております。

評価理由としましては、新型コロナウイルス感染症の対応を行いながらも、枚方市ボランティアセンターとの連携やWi-Fi設置等の工夫により利用者数が増加している。水泳教室や市民・福祉講座についても感染症拡大の動向を見ながら対策を講じた上で開催をしていただいた。また、高度処理水の設備の故障に伴う温水プールの臨時休業がありましたけれども、そういった水泳教室を中止せざるを得なくなった中で、参加者・申込者全員への個別連絡や窓口での問合せへの対応など、フォローをきめ細かく実施していたことを評価しています。こちらの評価根拠につきましては、月次報告書、年次報告書、それから自主事業の年間予定表、その結果・内容が分かるもの。こちらについては自主事業の、特に水泳教室の予定に対してどういった実績かというものを報告いただいておりますが、プール教室が中止になったときも、プールを使わずに教室の中でできる、椅子に座った体に負担がかからない運動の教室を代替で開催するなどの対応をされているということを確認しております。

次に、5ページをご覧ください。

「水泳教室開催事業に関して、障害者・児、また高齢者等に配慮した提案がされている（確認事項16）」です。

評価ポイントにつきましては、「障害の有無、年齢にかかわらず安心して参加できるよう、監視員や指導員の増員、有資格者の配置などの配慮を行う。」こちらの評価については「3」

としております。

評価理由につきましては、水泳教室では有資格者を適切に配置し、1時間に1回休憩時間を取り、スタッフがプールに潜り確認を行うなど安全面にも配慮した運営が実施できているということで「3」の評価としております。評価の根拠としましては、月次報告書、年次報告書、そして水泳教室及びプール教室に関する書類、記録や日報、スタッフの配置を確認しております。

次に、「施設の管理に関する事項」となります。まず1つ目が「関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営計画が提案されている（確認事項17）」です。

この評価ポイントとしましては、「車椅子の館内貸出及び短期個人貸出。」「ボランティアグループの協力を得て車椅子講習会や疑似体験キットを使った高齢者体験、アイマスク・白杖体験講習の開催等」に対して、二次評価を「3」としております。

評価の理由としましては、感染予防対策を取りながら車椅子の短期の貸出、提案型健康講座の開催、会館受付スタッフの実用手話の業務活用など、施設の設置目的に沿った適切な管理運営がなされているというところを評価しております。評価根拠としましては、月次報告、年次報告、そして車椅子の貸出状況等が分かる書類の確認となっております。

次に、「建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている（確認事項18）」につきましては、評価ポイントとしましては、「利用者の安全確保と事故防止を徹底し、安全・安心・快適な環境の提供。」「ITシステムや各種のチェック機能を活用した、効果的な施設管理業務の継続。社内モニタリングシステムによる業務水準の確保」という提案に対しまして、二次評価は「4」としております。

評価理由としましては、設備の老朽化に伴う製造終了の機器・部品の増加、部材の調達や修繕手配に難航する案件が増える中、施設運営に支障が生じないよう各種点検や修繕実施により機能保全に努め、工事等の調整を行っている。また、独自の施設管理業務支援システムを活用した設備の更新・修繕に係る中長期計画の作成など、常に市と連携し情報共有をしながら安全・快適な環境維持を目指し、良好な施設の管理運営を行っているという点を評価しております。評価根拠としましては、点検整備等の年間予定及び一覧表、保守点検報告書、主に月次報告でいただいておりますけれども、そういった点検の報告書を確認して評価はしております。

続きまして、「業務基本仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど、適正な人員配置が提案されている（確認事項19）」。

こちらについての評価ポイントは、「関係法令・仕様書等を遵守した有資格者の配置、設備機器の適正な運転による良好な状態の維持」。そういうものに対して二次評価は「3」としております。各種業務運営に必要な人員については、関係法令及び協定書等に基づいて適切に配置をされているということで評価を「3」としてしております。評価の根拠としましては、人員配置表やシフト表、再委託先一覧表などを確認しております。

続きまして、「施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている（確認事項20）」です。

「地下ごみ集積場への一時保管、一般廃棄物・産業廃棄物とも廃棄物処理法に基づき専

門業者による処理が行なわれている」。これに対して二次評価を「3」としております。

こちらにつきましても、施設内で発生した廃棄物について、適切な搬出・処理がなされているということで、そういった月報ですとか再委託先の一覧、そういったものを確認して評価をしております。

では、6ページをご覧ください。

「環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されている（確認事項21）」。

こちらの評価ポイントでは、「一般廃棄物のうち、貸室利用者には持ち帰りを依頼。事務所等からのごみは分別し、古紙等の徹底したリサイクルの実施。敷地内の緑化やグリーン購入による物品調達、デマンドコントローラーによる省エネにも努める」となっておりまして、評価は「3」としております。

評価理由としましては、ごみの分別回収、リサイクル対応物品の購入など、環境に配慮した取組が日常的に行われていること。そして、デマンドコントローラーの活用など、省エネルギー対策についても積極的に取り組まれているということで、評価を「3」としております。こちらの確認は、年次報告書や館内視察により評価を行っております。

次に、「備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任の所在について提案されている（確認事項22）」です。

こちらの評価ポイントは、「担当者を置き、設備・器具・備品等の適正な管理、補修指示や点検の実施、管理簿による適正な備品の管理」というものに対しまして、評価を「3」としております。

評価理由としましては、各備品に番号を付したシールの貼りつけや備品の点検・補修、台帳の更新など、適切な管理が行なわれていることを確認しています。なお、令和5年3月に閉鎖した「喫茶わお」から引き取った備品につきましては、次回モニタリングまでに整理を行う予定というふうになっております。こちらの評価根拠につきましては、備品台帳や備品品目・数量・保管状況等の管理状況定期報告書や館内視察により確認を行っております。

次に、「公正採用への対応として、公正採用選考人権啓発推進員を設置している（確認事項23）」です。

こちらの評価ポイントとしましては、「HUG共同事業体の全ての構成団体において公正採用選考人権啓発推進員を選任し、枚方公共職業安定所に届出済み」というものに対して、評価を「3」としております。

評価理由としましては、全ての構成団体において公正採用選考人権啓発推進員を選任し、枚方公共職業安定所に提出をしていることを確認しております。こちらの評価根拠としましては、中間モニタリング及びヒアリングと届出書の写し等を確認しております。

次に、「障害者法定雇用率が達成されている（確認事項24）」につきましては、「障害者雇用促進に関する関係法令を遵守し、各構成団体に適正に対応する」というものに対して、こちらの評価を「2」としております。

評価理由としましては、障害者法定雇用率が達成できていない構成団体があるということで、一次評価のほうに書かせていただいておりますけれども、3団体のうち、マックススポーツは雇用率が未達成という状況でして、ただ、特別支援学校への就労体験の受け入れなど、

雇用につながる機会というのをしっかり持っていただいております、努力はしていただいているというところではありますが、達成ができていないというところで「2」の評価としております。こちらの根拠資料としましては、中間モニタリングやヒアリング、また指定管理の申請書などを確認して評価しております。

次に、「業務に従事するものが、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されている（確認事項 25）」。

この評価ポイントとしましては、「各構成団体において人権に関する行動指針があり、HUG 共同事業体としても従業員に対する人権研修を実施、他機関が実施する研修の参加促進をする」というものに対して評価は「3」となっております。これは先ほどの項目でも出てきましたけれども、様々な観点からの人権研修というのが適切に行われていることをもって評価は「3」としております。評価根拠としましては、月次報告書や中間モニタリングやヒアリング、指定管理申請書、研修計画等を確認しております。

続きまして、「男女雇用機会均等法に基づくセクシュアル・ハラスメント防止対策について提案されている（確認事項 26）」。

こちらの評価ポイントは、「各構成団体においてセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針等を定め、相談窓口を設置するなどの対策を実施。HUG 共同事業体としても、全ての職員同士が互いを尊重し、信頼感を持って働くことができる環境を整備」というものに対して、評価を「3」としております。

こちらは、各構成団体においてセクシュアル・ハラスメント防止に関する対策を講じ相談窓口を設けているということで、評価を「3」としております。根拠資料としましては、月次報告書や中間モニタリング及びヒアリング、指定管理申請書などを確認しております。

では、7ページをご覧ください。

次は、「情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項」となっております。

まず1つ目が、「枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている（確認事項 27）」です。

こちらの評価ポイントとしましては、「社会福祉法第 24 条及び枚方市情報公開条例の通り、公正で透明性のある運営を行う」というものに対して、評価は「3」としております。

評価理由としましては、枚方市情報公開条例及び各種各構成団体で定めた対策に沿って、公正で透明性のある運営を推進されている。また、利用者のアンケートから得た意見への対応、こういったものも示されているということで評価を「3」としております。

評価根拠としましては、利用者アンケートの報告書、事業の年間予定や、その実施の結果・内容の分かるもの、また、ラポールひらかたのホームページ等も確認しております。

次に、「個人情報保護法及び関係法令の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている（確認事項 28）」。

「個人情報保護方針のページやホームページへの記載」、「個人情報の漏えい対策として適正なセキュリティ対策を導入。漏えい時の対処として迅速な事実確認と調査等を実施し、適切に対応する」という評価ポイントに対しまして、評価は「3」としております。

評価の理由としましては、個人情報保護に関する方針が提示され、ホームページに掲載されている。また、個人情報の漏えい対策としてセキュリティ対策ソフトを導入し、損害

賠償が発生する場合の対策として損害保険に加入しているということになっております。

こちらにつきましては、確認書類として個人情報取扱チェックシートや、その他個人情報を取り扱う業務、窓口の帳簿やセキュリティ対策ソフトの確認をしております。

次に、「緊急時における対策に関する事項」となります。

まず初めに、「緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている（確認事項 29）」です。

こちらの評価ポイントにつきましては、「必要に応じて緊急時等・防犯・防災対策・危機管理のマニュアルの更新、マニュアルに基づき利用者や職員の安全の確保、緊急時の適切な対応に努める」というものに対して評価を「3」としております。

評価理由としましては、防犯・防災対策・危機管理マニュアルの周知徹底に努め、枚方市災害ボランティアセンターとも連携した訓練が実施されているというところを評価し「3」としております。評価の根拠としましては、防犯・防災対策・危機管理マニュアルですとか中間モニタリング・ヒアリング、それから館内視察、人員配置表、自主事業の予定表などを確認しております。

次に、「緊急事態発生時または発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている（確認事項 30）」につきまして、評価ポイントとしましては、「緊急時の連絡網整備や役割分担、バックアップ体制等を明確にし、迅速で正確な対応を実施する」というものに対して、評価を「3」としております。

評価の理由としましては、緊急連絡網を整備し、構成団体間で役割分担をされている。火災等の緊急時に備え、館内の利用状況を共有し安全確保に努められているということで評価を「3」としております。評価の根拠としましては、中間モニタリングや指定管理者へのヒアリング、館内視察、人員配置表、こういったものを参考に確認をしております。

続いて、8ページをご覧ください。

「構成員間、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている（確認事項 31）」です。

こちらの評価ポイントにつきましては、「緊急時に対してHUG共同事業体の構成団体で互いにフォローしながら適切に対応する。市とのリスク分担は、緊急時の人的リスクはHUG共同事業体が負い、対処しきれない場合は適宜市と相談する」というものに対して評価を「4」としております。

こちらの「4」の評価理由につきましては、緊急対応では構成団体で相互フォローし、緊急連絡網、迅速な連絡体制を整備している。緊急性の高い問題については市と情報共有を図り迅速な対応に努める。令和4年度につきましては、光熱費の高騰による経費増大や高度処理水の設備故障に伴う運営制限といった、指定管理者では対処しきれない事案が発生しましたが、随時市と協議をし、リスク分担をしっかりとした上で適切に対応していただいた部分を評価して「4」としております。内容としましては、月次報告書や中間モニタリングや指定管理者へのヒアリング、館内視察で確認を行っております。

最後に「その他」、「利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組について提案されている（確認事項 32）」となります。

こちらの評価ポイントは、「定期的なHUG共同事業体運営会議、枚方市総合文化芸術センターとの連絡会議の開催、市担当課との連絡調整と意見交換」というものに対して評価

を「3」としております。

評価の理由としましては、HUG共同事業体の運営会議開催のほか、総合文化芸術センターと日常的に情報交換をしている。また、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、総合文化芸術センターに関する案件、安全安心な利用環境を整えるために必要な施設全体の老朽化対策など、市と随時意見交換し、状況に合った会館の運営、サービスの維持に努めているという点を評価しております。評価根拠としましては、月次報告書や年次報告書、中間モニタリング及びヒアリング、館内視察というもので評価をしております。

以上が選定時の基準、事業計画の内容の評価となります。

二次評価の平均点がご覧のとおり3.2点となりますので評価は「A」、事業計画に則した適切な管理運営を行っているということになります。

続きまして、9ページをご覧ください。

こちらでは、「施設の管理運営に関する経費の収支状況」についての評価を行っています。

評価ポイントは、まず「収支予算書と比較して収入額が大幅に乖離している場合、その理由は何か。また、今後安定した収入を得られる見込みがあるか」というものに対しまして、評価は「○」としております。

その理由としましては、新型コロナウイルス感染症予防による利用中止・制限に伴い、水泳教室や各種講座の開催回数の減、1回当たりの定員減に伴い参加費収入が減じたが、新しい生活様式を採りながら順次開催している。1月から3月に市設備の故障で高度処理水の供給が停止し温水プールの臨時休業、貸室利用に制限が生じ、水泳教室はほぼ開催できず、講座は申込者が大幅減することとなった。これにより収入が大幅に減じたが、不可抗力によるものと判断するという事で評価は「○」としております。評価の根拠としましては、月次報告書や年次報告書、中間モニタリング及び指定管理者へのヒアリングにより確認をしております。

次に、「収支予算書と比較して、想定外に多く支出している費目がある場合、その理由は何か、また今後の予定外の支出が発生するおそれはないか」という部分に関しましても、評価は「○」としております。

こちらについては、おおむね予算どおりに執行してはいますが、光熱費が当初の予定より大幅に増加し支出額が増えた。感染症予防の換気で生じる外気・室内の温度差に対し、機器の適切な運転と調整で使用量を抑えはしましたが、急激な物価高に伴い支払料金が高騰、電気代・ガス代の支出額が年度末時点で前年比の134.1%と大幅に増加しました。市は、光熱費が高騰している状況を踏まえ、指定管理料の増額を行っております。また本年度、市の保全工事がありますが、そういった保全工事の対象である、ろ過装置や高度処理水系統の排水ポンプといった重要設備で施工前に故障が発生したということもあり、指定管理者で緊急修繕を行う予定外の費用の支出が発生しました。そういった中で予算超過のおそれが生じて修繕計画を見直し、本来実施する予定であった貸室の扉修繕などは次年度に見送ったということになっております。これについての確認資料としては、年次報告や月次報告、中間モニタリング及び指定管理者のヒアリング、そういったものを確認して評価をしております。

次に、「運用資金の借り入れを行っている場合、その理由は適当か」という部分につきまして、運用資金の借り入れは特にしておりませんので「○」となっております。

次に、「口座管理・釣銭等の現金管理が適正に行われているか」という部分につきましては「○」と評価しておりまして、JV3団体の共同の口座は社協が管理し、釣銭等は自動券売機や金庫で保管を行い、日計・月計累計で定期的に確認をしているというところで評価を「○」としております。こちらは中間モニタリングやヒアリング、館内視察の中で現金の出納帳や金庫の場所も確認をしております。

以上が、施設の管理運営に関する経費の収支状況の評価となりまして、全ての項目に「○」がついているので、評価は「A」ということになっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

こちらでは、「募集要項や仕様書記載事項に関する事項」ということになっておりまして、まず、評価ポイントとしましては、「募集要項2ページに掲載されている再委託禁止に関する事項を遵守し、市の承認手続きが適正に行われているか」。

こちらにつきましては評価を「○」としておりまして、募集要項を遵守し運営していると判断しております。こちらは再委託承認書、市から出しているものではありませんけれども、そういったものを確認しております。

次に、「指定管理業務に伴い発生する経費及び収入を、指定管理者がほかの事業等で利用する口座とは別の口座で管理しているか」。

これも「○」としておりまして、評価の理由としましては、JV名義の口座を開設し、社会福祉協議会が管理している。社会福祉協議会の他の事業とは当然別の管理ということになっております。こちらも、館内視察をしましたがけれども、現金出納帳や通帳の保管場所、中間モニタリング・ヒアリング等で報告している日計・月計の収支状況について確認をしております。

次に、「個人情報保護法等の関係法令等に基づき、個人情報保護に関し必要な措置を講じているか」。

これにつきましては、評価を「○」としておりまして、評価理由としましては、関係法令や協定書の取決めを遵守し、パソコンなど業務端末は必要な措置を講じて管理をしたと。受付などの個人情報を取り扱う業務は、特定の従業者が従事をしているということになっており、評価は「○」としております。こちらは、個人情報取扱いチェックシート、その他個人情報を取り扱う業務に係る書類を確認し評価をしております。

次に、「労働基準法等の労働関係法令を遵守しているか」。

これにつきましては「○」としておりまして、公正採用選考人権啓発推進員を配置し従業員を採用。また、就業規則を定めるなど関係法令を遵守しているということになっております。こちらは労働基準監督署への届出書等を確認し評価をしております。

次に、「職務の執行に対する意見・要望等の記録等に関する条例に基づき記録等の対応を行っているか」。

これについては「○」ということで、意見等の記録条例に基づき、意見・要望の聴取や記録など適宜対応しているとともに、その内容についても市と共有し協議しながら対応をするなど、適正な運営に当たっているということで「○」としております。こちらは、意見・要望の対応記録などを確認し、評価をしています。

次に、「指定管理者が業務に伴って作成し、または受領した文書等に対し、文書管理に関する規定等を定め適正に管理・保存をしているか」。

これにつきましては、文書管理規定を定め、文書等の管理・保管をしっかりと行っているということで「○」としております。評価の根拠としては、文書管理規定や中間モニタリング・ヒアリング等と館内視察で確認をしております。

次に、「募集要項 10 ページに記載している環境への配慮が適切に行われているか」。

これにつきましては「○」としておりまして、施設利用時に生じた生ごみは持ち帰り、館内の各事業所へは分別回収と環境・リサイクル対応製品の購入・使用をお願いしている。また、デマンドコントローラーを活用し電気使用量を削減しているという対応をされているということで、こちらにつきましても、指定管理者へのヒアリングにより確認を行っております。

次に、「適切な保険に加入しているか」ということで、損害賠償保険に加入し、指定管理業務の遂行によって生じた対人・対物事故による損害への補償に備えていることを確認しております。こちらはモニタリング及びヒアリング、損害賠償保険の証書等についても確認を行っております。

次に、「指定管理者名と設置者としての市の連絡先を施設内に表示するとともに、利用料金等を明確に示しているか」という点に関しましては「○」と評価しており、こちらについては、各表示は館内に掲示していただいております。施設料金も各受付ですとか券売機にしっかりと掲載するなどして分かりやすく表示をしております。これについても、基本的には館内視察で確認をしております。

次に、「募集要項 11 ページに記載している障害者差別解消法に関する取組が行われているか」というところも「○」としております。

この評価理由としましては、会館運営上の正当な理由なく、障害を理由に不当な差別的取扱いを禁じ、意思表示があった場合に合理的配慮を行っているということで、しっかり対応していただいているということで、ヒアリングを実施した上で評価を行っております。

次に、11 ページです。

最後の項目ですけれども、「事業報告書・日報・月報等を遅滞なく市に提出するとともに業務の実施状況が適切に報告されているか」については「○」ということで、事業報告書・月次報告書等が遅滞なく提出され、業務の実施状況も適切に報告をされている。これは毎月の月次報告をきちんとしていただいているということで「○」の評価としております。各種報告書を基に評価をしているということになります。

以上で、全ての項目を確認いたしました。募集要項・仕様書記載事項等に関する事項の評価、こちら全ての項目が「○」ということなので「A」評価ということになります。

12 ページですけれども、こちらは先ほど説明でもありましたが、「改善指示等への対応状況」につきましては、ラポールひらかたにおいては、現在は該当なしということになっておりますので省略をさせていただきます。

定期モニタリング（年間）の説明は、以上となります。

次の評価項目になりますけれども、「業務の継続性・安定性」につきましては、先ほどご覧いただいていた令和4年度年間モニタリングでは、直近の財務状況を確認できておりませんので、この項目につきましては、**資料 6-2**「令和5年度定期モニタリング評価表（中間）」をご覧くださいませでしょうか。こちらは本年10月に実施したものでございます。

資料 6-2 の 13 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに「業務の継続性・安定性」について記載しております。

まず、「指定管理者の応募の資格に抵触する事項」は特にありませんでしたので、評価は「○」としております。

監査報告書や貸借対照表・損益計算書につきましては、HUG 共同事業体の構成団体である 3 社の報告書を確認しましたが、会計手続きは適正に行われており、貸借対照表の自己資本比率を確認しましたところ、安定した財務状況となっていることが確認できましたので、評価は「○」としております。

そのほか、施設の収支状況や団体の経営に影響する要素について、新型コロナウイルス感染症の影響や高度処理水の設備故障等により自主事業が中止になるなど、活動が停滞した時期はありましたが、社会福祉協議会がカバーできる体制を取っており、継続的・安定的な事業実施が可能な状況でしたので、評価は「○」としております。

総合的には全ての評価が「○」ということでありまして、継続的・安定的にサービスを提供できる状態であると判断して、「A」という評価をしております。

説明は以上です。

(本多会長) ありがとうございました。

私のほうから、最初に 1 点だけ教えていただきたいのですが、業務の履行状況に関して、5 段階の評価をする場合、例えば、「計画以上に」とか「計画どおり」とかという、計画という言葉が使われていると思います。それと、もう 1 つご説明いただいた評価ポイントというのと、確認事項というのが個別に出てくるじゃないですか。その 5 段階の評価基準であるところの計画というのは、確認事項のことを言ってるのですか、それとも評価ポイントの話をされているのですか。

(事務局) こちらの評価ポイントごとの評価基準の中でいう「計画どおり」の計画というのは、基本的にはおっしゃるとおり評価ポイントです。市が指定管理者を選定するときに市の要求事項を達成するための必須事項として設定する確認事項があります。事業者はそれに対する提案として事業計画等を作成して、この計画で事業を実施していきますというような提案をしていただいております。その提案内容が、そのまま評価ポイントになっているという形になりますので、実際に資料は細かいですが、ここの評価ポイントの内容は、参考資料としてつけさせていただいている事業計画書の中に書かれている内容を抜粋しているという、そういう理解で見ていただけたらいいのかなというふうに思っております。

(本多会長) ありがとうございます。よく分かりました。そうすると基本的には評価ポイントで事業計画どおりにできているかどうかを見ているわけですね。

(事務局) はい。事業者が、最初に計画として提案してきた内容に対して、ちゃんと実施ができているかどうかという観点で、私どもはモニタリングをしているというような形になります。

(本多会長) 分かりました。ありがとうございます。

最初に私のほうから聞いてしまいましたけれども、ほかの先生方、今の所管部署からの説明をいただきまして、ご質問等ございましたら自由にご発言いただけますか。

(名賀委員) 先ほどもちょっと聞きましたけども、所管部署による二次評価に対して

我々が確認をして評価をしていくということだと思います。その際、この後、説明があるかと思いますが、質問について、例えば、業務の履行状況のところ、施設の現状に対する考え方及び将来展望で、「施設の設置目的等を踏まえた枚方市の現状及び枚方市が目指している地域福祉の今後の方向性が明確に提案されている（確認事項7）」という項目の二次評価に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を適切に実施しながら良好な管理運営を行なわれている」というふうに評価されていますが、私が「この良好な管理運営の良好というのはどういうことをもって良好というふうに判断しているんですか」というように質問するということがよろしいのでしょうか。

（事務局） はい。そういった形でご質問いただければというふうに思います。

（名賀委員） 分かりました。ありがとうございます。

（本多会長） 小寺先生、いかがでしょうか。どうぞ。

（小寺委員） 2点ほどありますけども、1点目が、「業務の履行状況」の選定の基準があって、1つ目の「施設の現状に対する考え方及び将来展望」というところで、先ほども質問があった項目になると思いますけども、「施設の設置目的等を踏まえた枚方市の現状認識及び枚方市が目指している地域福祉の今後の方向性が明確に提案されている」という確認事項7のところ、指定管理者の提案内容については事業計画書を参考にしてくださいと記載がありますが、そもそもの「枚方市が目指している地域福祉の今後の方向性」というのは、どこを見れば分かるのでしょうか。

（事務局） 指定管理者選定時に「地域福祉の今後の方向性」という確認事項を設定させていただきまして、その内容としましては、だいぶ抽象的になってしまうかもしれないですけども、他の自治体や民間施設の現状や成果等、そういったものを踏まえて、今後の施設のあり方及び具体的な仕組みというのが提案されているかどうかということですか、公の施設であることを念頭に置いた公平性等の観点から管理運営に取り組む考え方が示されているかどうかという観点ですけども、ご質問の地域福祉の方向性というところにつきましても、すみません、一度確認をさせていただけたらと思います。

高齢者や障害者等に対する福祉サービスの充実を図るということと、市民の福祉活動を促進するというのが大きな目標といたしますか、条例で定めている施設の設置目的になります。だいぶ大まかな説明で申し訳ないですけども。

（小寺委員） 枚方市は、令和4年度から重層的支援体制整備事業というのを始められましたね。それによって、機構改革もされたということを知っていますけども、その重層的支援体制整備事業が、行政の縦割りをなくして断らない相談ということで、市民がどこでも支援を受けられるというような、そういうネットワークづくりを進めようということと、それと社会福祉協議会などが従来やられているコミュニティソーシャルワーカー、CSWと申しますが、そういう方々が中心となって地域の組織づくりみたいなものやっというふうなことで、その2つの大きな柱で進めていこうということ、枚方市さんも令和4年度につくられたと思います。その辺りが、行政と社協さんの二本柱というところで、かなり大きな位置づけがあると思いますけども、その辺りがこのモニタリング結果では全く出てこないですね。ですから、社協さんとしては、行政がどう期待されているのかというところがもう1つ見えてこない。この大事な話が、主役である社協さんが出てこないというのがどういうことなのかなと思いますので、その辺りも一緒にまた検討していただ

ればなというふうには思います。

それともう1点が、3社の共同事業体が指定管理者をされているということで、障害者雇用促進法に関係する評価については、法定雇用率が昨年度までは民間の雇用率が2.3%以上ということですので、KBTはこの時点ではいいのですけども、来年度からは2.5%になると言われていますよね。

(事務局) そうですね。順次段階的に上がっていくと認識しております。

(小寺委員) 上がっていったって、令和8年から2.7%になるということで徐々に上がっていくのですけども、評価が「2」とありますけども、これは要するにマックススポーツさんが未達成だということですね。これは3者の平均を取って「2」になるのか。KBTの達成率はこの時点で2.42%で、来年度法定雇用率が2.5%に上がるとどうなるのでしょうか。マックススポーツさんは、未達成ということで、この2団体の状況を合わせた形で「2」という評価になっているのですか。

(事務局) 今回の評価につきましては、単純にマックススポーツさんだけが法定雇用率に至っていないという点で、要は、事業計画の「法定雇用率を満たします」というものを満たしていない、そこを達成していないということで「2」の評価ということにさせていただきます。

(小寺委員) ということは、今後かなり雇用率が上がっていきますので、この辺りはもうちょっとしっかりと取り組んでいかなければ駄目なのかなというふうに思いまして。

(事務局) はい。先生のおっしゃるとおりで、マックススポーツさんも短期で障害者を雇用したりというのは何とかできているそうなんですけれども、なかなか長期で、要は雇用率を満たすような体制での雇用になかなか至っていないということで、いろんな実習の場をつくったりといった動きはされているので、何とかそこを頑張っていただきたいなという思いも込めて「2」という評価でさせていただきました。

(小寺委員) なるほど、総合的にですね。はい。分かりました。ありがとうございます。以上です。

(本多会長) ありがとうございます。大森先生、いかがですか。

(大森委員) 私のほうも少しだけお聞きしたいことがあります。まず4ページの利用者の安全、確認事項13のところですけども、最後のところです。「特に会館裏の通路の整備については危機感を持って対応している」というふうに評価理由を挙げていらっしゃるんですけども、これは何か理由があるのでしょうか。

(事務局) ちょっと説明が不足しておりまして申し訳ありません。実際には、会館裏に駐輪場ですとか、車の搬入車の乗り入れの場所ですとかそういった部分があるのですけれども、ちょうど総合文化芸術センターと隣接しているポイントになりまして、狭く、見えないところでもあり、危険や違反駐輪が発生しやすい場所になっているので、巡回ですとか定期的なチェックということで、ラポールの職員がしっかりと見守りをして事故が起きないようにしている、そういった観点から危機感を持って対応されていると。

あとは、ちょっと伝わりにくいですが、かなり狭いところを通行されないようにバリカーを置いて対策をされているのですが、無理に通ろうとする方が結構いらっしゃって、チェックを結構頻繁にされており、何か事故とか転んで転倒しないようにとかそうい

う配慮もあって危機感を持って対応しているということになります。

(大森委員) ありがとうございます。

それと、確認事項 18 の「独自の施設管理業務支援システム」というのは、これはどちらのシステムというか、どこが持っているシステムになるのでしょうか。

(事務局) こちらは3団体の1つの京阪ビルテクノサービスさんが管理運営をしているシステムになりまして、かなり細かな各設備ですとか機器の点検状況、今どれぐらい稼働しているのかですとか、あと何年でこの部品を更新しないといけないとかという管理を独自のシステムを用いてされているという形になります。

(大森委員) はい。もう1点すみません。

9ページの(2)の「施設の管理運営に関する経理の収支状況」のところの一番目の枠の中の「新しい生活様式を採りながら」という文言が、指定管理者による評価のところも所管部署による評価のところでも出ていますが、ここはどういう意味でしょうか。

(事務局) これは基本的にはコロナの対策で、例えば、三密を回避するであるとか、飲食をちょっと控えていただくとか、そういった感染予防対策をちゃんと明確に示した上で、その範囲内で使えるようになるべくしようという、そういった取組の部分になります。

(大森委員) 分かりました。ありがとうございます。以上です。

(本多会長) ありがとうございます。

次回に、所管部署へのヒアリングを予定されているということでございますので、その中で、またご質問等をいただければと思います。特に小寺先生が言われた1つ目の質問に対しては、所管部署の説明もちょっと不十分ではなかったかなと思いますので、次回には、その辺りもお答えいただければと思います。

よろしいでしょうか。

はい。それでは、次の案件(5)「ヒアリングの実施方法について」を議題とさせていただきます。事務局のほうから説明をいただけますか。

(事務局) それではご説明いたします。

次回、第2回委員会でのヒアリング実施方法についてですが、今後の流れといたしましては、この委員会終了後、次回の委員会までに、先ほどご説明しました定期モニタリングの評価結果を各委員にてご確認いただきまして、委員の皆様が疑問に思われたことですとか、次回のヒアリングで確認されたいことを資料8「ヒアリング予定事項」のほうにご記入いただきまして、お手数ではございますが、1月9日火曜日までに行革推進課までメールにてご提出いただきたいと思いますと考えております。基本的には所管部署に対する質問が多いかと考えておりますが、指定管理者に対する質問をご記入いただくことも可能でして、指定管理者に対する質問をいただいた場合は、事務局より指定管理者のほうに質問内容を共有しまして、書面で指定管理者から回答をいただきまして、第2回委員会の場でご報告させていただきたいと考えております。

次に、第2回委員会の流れについてご説明いたしますので、資料9の「第2回枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会の進行について」をご覧くださいませでしょうか。

第2回委員会の日程ですが、1月30日火曜日、午前10時よりWeb会議で開催いたします。まず事務局よりヒアリングの進め方等についてご説明しました後、ヒアリングを開始する前に委員の皆様の間で意見交換をしておきたいことなどがございましたら、そのお時

間を取らせていただきます。

次に、案件（１）所管部署によるヒアリングを行います。指定管理者に対するヒアリング事項があった場合は、指定管理者からの回答もこの時に報告させていただきます。事前に提出いただいたヒアリング予定事項を中心に、委員の皆様から所管部署に対して質問していただき所管部署が回答いたします。なお、その場で新たに出た疑問点などについては、事前にヒアリング予定事項に書いていなくてもご自由にご質問いただいて結構でございます。

その後、案件（２）「評価・答申について」に進みまして、事務局から評価方法等についてご説明させていただいた後、委員の皆様がご自身の考えをまとめていただく時間を兼ねて15分から20分程度休憩時間を設けております。その後、評価について委員間での意見交換・合議を経て、答申の内容をご決定いただきます。委員間で意見交換をしていただくに当たっては、先ほどもご説明いたしました資料7「評価メモ」のほうをご活用いただければと考えております。いきなり評価全体に対してご意見ありますかというのはちょっと漠然としてしまいますので、一番右の評価メモ欄でひとまとめにしている区分ごとに、例えば、「施設の経営方針に関する事項」の「①施設の現状に対する考え方及び将来展望」についてご意見のある方はいらっしゃいますかというように会長から意見を促していただきまして、委員からご意見があればおっしゃっていただくというような形で、上から順番に項目ごとに意見を出していただきまして、最後に総括として、先ほどご説明しました「適正（適切）に実施されている」、「おおむね適正（適切）に実施されているが一部改善を図る必要がある」、「適正（適切）に実施されていない」の3段階で、どの評価にするかを決定いただいて答申していただけたらと考えております。

最後に、案件（３）「その他」としまして、事務局から、その他連絡事項につきまして説明をしまして、第2回委員会は閉会となります。

全体の所要時間はヒアリングの時間にもよりますが、1時間半から2時間程度と考えております。

説明のほうは以上となります。

（本多会長） ありがとうございます。

今、第2回委員会の流れやヒアリングの実施方法について事務局のほうから説明をいただきましたけれども、委員の先生方からご質問等はございますか。

（名賀委員） 今回のヒアリングは、二次評価に対しての、所管部署へのヒアリングということで、指定管理者は参加しないということですね。

（事務局） はい。今回先生方に評価いただきたいのが、市が指定管理者に対して行うモニタリングについての評価となりますので、基本的には市へのご意見になるかなと思っております。もし必要がございましたら、指定管理者を呼ぶことも可能ではありますが、基本的には指定管理者に対するご質問等は、書面等でいただければ、次回第2回委員会までには答えをいただいてご報告をさせていただきたいと思っております。

（名賀委員） 分かりました。ありがとうございます。

（本多会長） ありがとうございます。

それでは、次に案件（５）「その他」について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) 「その他」といたしまして、繰り返しにはなりますが、今後の予定につきましては、本日の委員会が終わりましたら、次回のヒアリングで質問されたい事項につきまして、資料9「ヒアリング予定事項」のほうにご記入いただきまして、1月9日火曜日までに行革推進課までメールでご提出くださいますようお願いいたします。様式 of データにつきましては、12月19日のメールでもお送りはしていますが、この後再度皆様にメールで送付させていただきますので、年末年始のお忙しいところ申し訳ないですけれども、よろしくお願いいたします。

では、次回の枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会は、繰り返しにはなりますが、1月30日火曜日、午前10時からWeb会議で開催させていただきます。ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(本多会長) ありがとうございます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本委員会を閉会とさせていただきます。

委員の先生方には、本委員会の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。また来年もよろしくお願いいたします。よいお年をお迎えください。

以上でございます。